

スポーツビジネス人材育成講座委託業務 への 質問及び回答(2025年5月23日公開)

	質問	愛知県回答
1	(選定委員会日程について愛知県補足説明)	選定委員会は6月10日(火)午前中の開催を予定しています。時間等詳細は提案者に個別に御案内させていただきます。
2	同種事業実績に関してですが、厳密に「スポーツビジネス人材育成」分野に限られますでしょうか	選定委員会の委員毎の評価にはなりますが、「ビジネス講座開催」やスポーツビジネスの実績等を組み合わせて同種事業実績として説明していただいても構いません。
3	参加申込者の選考などは行う想定でしょうか(質の担保のため)。また行う場合は受託者に一任されることになりませんか。	選考の実施の有無は受託者からの御提案によります。審査を行う場合の最終決定は、受託者と県との協議により行うこととします。 ※なお、昨年度愛知県が実施した大学生向けのスポーツビジネス講座では、応募理由などにより審査を行いました。
4	スポーツ産業をささえる人材とはどんな人材のことを指しているのか、具体的な人材像をお示しいただくことはできますでしょうか?	当事業における「スポーツ産業をささえる人材」としては、スポーツチームや競技団体等で集客や、スポンサー対応などスポーツマーケティングに関与する人材のほか、企業などスポーツチームと連携する立場としてスポーツチームとの新規ビジネスの共創に取り組むなどスポーツビジネスの高度化を図る人材を意図しています。
5	会場の手配は当方で行う認識ですか?	お見込みのとおりです。会場の確保・使用料支払いについては、仕様書の4(2)ウにも記載がございますとおり、受託者により行っていただきます。
6	講座の周知や募集はスポーツ局の方にも協力をしていただけるのでしょうか。	愛知県政記者クラブへの記者発表のほか、あいちスポーツイノベーションコンソーシアムAiSIA会員、あいちスポーツコミッション会員、STATION Ai入居企業への案内については愛知県スポーツ局としても対応予定です。

	質問	愛知県回答
7	受講者の募集が20名に満たない場合どうなりますか？	目標人数に満たなくても講座は開催しますが、募集方法・期間の見直しなど定員に近づけるための対応を行っていただきます。
8	7 留意事項 (3) 「受託者は、本業務を遂行するに当たって、対価としての事業収入(受講料等)及び企業協賛を得ることができる。なお、得られた収入は、事業の実施に充てることとする。」とありますが、この事業収入について以下の3点をお伺いさせていただきます。 ① 企画提案書に記載する必要はありますか？	事業収入の想定に関しては、可能な限り企画提案書及び経費見積書に御記入ください。
9	(上記仕様について) ② 余剰金が出た場合の扱いはどのようになりますか？	仕様書7(3)に記載のとおり、得られた収入は、極力事業の実施に必要な経費に充てることとしてください。 それでもなお余剰金(収益)が出る際は、精算時に県の支払額を調整させていただく場合がございます。
10	(上記仕様について) ③事業収入(受講料等)及び企業協賛の契約は本業務受託企業(弊社)と事業収入支払者及び企業協賛社との間で契約するという認識でよいでしょうか？(愛知県様は契約座組には入らないという認識でよいでしょうか？)	お見込みの通りです。事業収入(受講料等)及び企業協賛の契約は受託者と事業収入支払者及び企業協賛社との間で契約してください。
11	仕様書 4 業務内容 ア イ参加定員20名以上とありますが、上限はありますか。もし、参加定員に上限がある場合、応募者数が定員数を超えた際は、仕様書に記載されている受講対象者を参考に、弊社の判断で選考を行っても問題ないでしょうか。	県としての上限の設定はございません。事業趣旨を勘案の上、事業として効果的な募集人数を御提案ください。 選考を行う場合には、選考基準・方法及び受講者の最終決定は、受託者からの提案に基づき県との協議によって決めることとします。
12	仕様書 7 留意事項 (3) 受講料の価格設定は受託者が提案し、県と協議のうえ決定するという解釈でよろしいでしょうか？また、企画提案書に受講料の想定金額を記述する必要はありますか？	価格設定についてはお見込みの通りです。提案時点における受講料の想定金額については、可能な限り企画提案書及び経費積算書に御記載ください。

スポーツビジネス人材育成講座委託業務 への 質問及び回答(2025年5月23日公開)

	質問	愛知県回答
13	仕様書 7 留意事項 (3) 企業協賛のメニューおよび価格設定は受託者が提案し、県と協議のうえ決定するという解釈でよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。
14	仕様書 7 留意事項 (4) 「成果物の一切の著作権は、委託者である県に帰属するものとする。」という記述について、講義で使用される教材等は講師本人や教材開発者の著作物になり得ると考えられますが、これらも例外なく貴県の著作物となりますでしょうか。協議の余地がありましたらご教示ください。	教材等の著作権の取扱いについては、個別に協議させていただきます。
15	仕様書 4 業務内容 (2) ア 本業務を推進するにあたり、講座名(スポーツビジネス人材育成講座)に弊社名を加えることは可能でしょうか？	講座名称については、契約後、事業の公益性及び募集効果を勘案の上、県と受託者により協議をさせていただきますが、現時点において受託者の社名等の使用については想定しておりません。
16	仕様書 4 業務内容 (2) ア 本業務の受講者募集に関して弊社の名前を出して募集することは可能でしょうか？	参加者の募集に当たっての事務局は受託者に担当していただきますので、主催者はあくまでも愛知県としたうえで、受託者の社名を明示していただく分には構いません。
17	仕様書 4 業務内容 (1) ウ フィールドワーク等の課外講座は、講座開催数に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

※質問1～7は説明会(5月19日(月)開催)での質問及び愛知県説明を掲載しています。

※質問の内容については、質問者からお問い合わせいただいたメール等の文にできるだけ近い形で掲載しています。